

県内のフジ、セブンスター等で販売、なくなり次第終了。  
※1人当たり1回の購入は5セットまで

**食事券利用飲食店**

県内の飲食店（事前に登録された店舗で利用可）

**問い合わせ**

Go To Eat キャンペーン 愛媛事務局  
☎089-945-3220

**林業退職金共済制度**

**（林退共）について**

林退共は、昭和57年に発足した林業界で働く方のために国が作った退職金制度です。この制度は、事業主の方々が、従事者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従事者が林業界をやめたときに林退共から退職金を支払うという、いわば林業界全体の退職金制度です。

▼掛金は税法上について、法人では損金、個人企業では必要経費となります。

▼掛金の一部を国が免除されます。

▼雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

**事業主の皆さまへ**

▼共済証紙は労働日数に応じて適正に貼付してください。

▼共済手帳を所持している従

事者が林業界を引退するとき、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

詳しいことは、お問い合わせください。

**問い合わせ**

独立行政法人勤労者退職金共済機構林業退職金共済事業本部  
☎03-6731-2889

**裁判官による**

**「出張講義」のご案内**

松山地方裁判所では、愛媛県内の学校・企業・団体様を対象に、現職の裁判官や職員を皆さまのもとに派遣し、お話をさせていただく出張講義を無料で実施しています。

教科書やテレビのニュースで耳にするけど、なかなかイメージしづらい裁判官裁判などの司法制度や裁判所の役割や職員から臨場感あふれるお話をお届けいたします。

この機会に直接裁判官に質問して、裁判員裁判などの司法制度について学んでみませんか。申込方法等については、次のとおりです。ご応募お待ちしております。

**日程**  
原則として月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）の10時から16時までの間の1～2時間程度

**対象者**

愛媛県内の学校・企業・団体

**申込方法**

松山地方裁判所ホームページから裁判官による「出張講義」申込用紙を印刷し、申込用紙に必要事項を記入の上、お問い合わせ先へ郵送またはFAXでお送りください。

※申込みは、出張講義を希望される月の2カ月前までにお願ひします。

**問い合わせ・申込先**

松山地方裁判所  
事務局総務課庶務係  
☎089-903-4379  
FAX  
089-932-9998

12月4日～12月10日は

**「第72回人権週間」**

松山地方裁判所および愛媛県人権擁護委員連合会では、「誰か」のことじゃない」を啓発活動重点目標とし、人権尊重思想の普及高揚を図っています。この機会に人権意識を高め、相手の気持ちを考え、違いを認め合う心を育てましょう。

人権問題でお困りの方は、みんなの人権110番（0570-003-110）までご相談ください。

**問い合わせ**

松山地方裁判所  
☎089-932-0888

**募集等**

**放送大学  
入学生募集のお知らせ**

放送大学は、4月入学生を募集しています。心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。全国に学習センターが設置されており、サークル活動などの学生の交流も行われています。資料を無料でお配りしていますので、希望される方は左記までお問い合わせください。

**出願期間**

第1回 2月28日(日)まで  
第2回 3月16日(火)まで

**問い合わせ**

放送大学愛媛学習センター  
☎089-923-8544

**相談**

**「こころの健康相談のご案内」**

心の健康に関する個別相談を無料で行っています。学校、職場、家庭等での悩みを一人で抱えていませんか？一人で悩まないでご相談ください。一緒に考えていきましょう。

**日時**

12月21日(月)  
13時30分～16時  
(3名程度まで)

**対象者**

鬼北町に居住地を有する者

**場所**

広見保健センター  
2階 乳児健康相談室

**相談員**

臨床心理士(面談形式)  
予約制のため、希望される方は12月14日(月)までに問い合わせ先へご連絡ください。

**問い合わせ**

保健介護課保健係  
内線2506

**「ひきこもり相談」  
のご案内**

自宅に6カ月以上ひきこもり、家族以外の人と親密な対人関係がもてない状態が続いてお困りのご本人やご家族の皆さん、一人で悩まないで、ご相談ください。

**日時**

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)  
8時30分～17時15分

**対象者**

原則としてひきこもりの本人が18歳以上である場合の本人および家族

**相談方法**

▼電話相談(随時)  
▼来所相談(予約制)

**費用**

無料

**問い合わせ**

宇和島保健所健康増進課  
☎0895-22-5211